## ◎防衛省設置法の一部を改正する法律

(令和二年四月二四日法律第一九号)

## 一、提**案理由**(令和二年四月三日・衆議院安全保障委員会)

○河野国務大臣 ただいま議題となりました防衛省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、宇宙領域やサイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編や 拡充を始めとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を改めるものであ ります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

宇宙空間の安定的な利用の確保のための宇宙領域に係る体制の強化や警戒監視体制の強化のため、航空自衛隊に部隊を新編することなどに伴い、航空自衛隊の自衛官の定数を二十名増加させ、サイバー領域に係る体制の強化のため、共同の部隊に所属する自衛官の定数を六十八名増加させるほか、これらの体制強化に伴うものなど我が国の防衛力の実効性確保のため、統合幕僚監部に所属する自衛官の定数を六人増加させ、情報本部に所属する自衛官の定数を十四人増加させ、内部部局に所属する自衛官の定数を一人増加させるものであります。これに伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を八十二人削減し、海上自衛隊の自衛官の定数を二十七人削減するものであります。なお、自衛官の定数の総計に変更はありません。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## **二、衆議院安全保障委員長報告**(令和二年四月一○日)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数を改めるものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、翌三日河野防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。七日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院外交防衛委員長報告(令和二年四月一七日)

○北村経夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うものであります。

委員会におきましては、宇宙、サイバー領域における防衛力の獲得、強化、滞空型無

人機の導入の意義と運用方法、自衛隊の新型コロナウイルス感染症対策等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。